

「非核三原則の堅持」を求める意見書

木曽三川と養老山地に囲まれた豊かな自然を有する本市は、これまでも「非核平和都市」を宣言し、平和の大切さを地域社会から発信し続けてきました。

時あたかも、本年（令和 8 年）8 月 9 日、鈴木史朗長崎市長は長崎平和宣言を通じ、「核抑止論は極めて危うい」「核兵器は『必要悪』ではなく『絶対悪』であり、人類と核兵器は決して共存できない」と強く訴えました。この訴えは、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際社会において果たすべき道義的責任と、平和への誓いを改めて想起させるものです。

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則は、昭和 42 年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46 年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきました。

唯一の戦争被爆国である日本は、国際社会における平和と安全の維持、ひいては「核兵器のない世界」を実現するため、常に主導的な役割を果たすことが求められており、非核三原則は日本が、世界に向けて発信し続けなければならない原点とも言える存在です。

近年の国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかの揺らぎも許されるものではありません。

よって、「非核平和都市宣言」のまち海津市の議会として、国に対して「非核三原則の堅持」を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

海 津 市 議 会

[提出先]

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 衆議院議長 参議院議長